

## 徳島羽田航空路線についての改善を求める意見書

平成１２年からの航空自由化により、路線や運賃の設定が航空会社の自主的な経営判断に委ねられ、航空業界においては競争が激しさを増すとともに、世界的な景気後退により、航空会社は不採算路線の撤退等を進めている。

特に、利用率の低い地方空港の路線の廃止・減便等が行われるとともに、地方においては路線の維持すら難しい状況に置かれている。

現在、羽田空港において再拡張工事が進んでいるが、事業完了後の増枠配分之际しては、国内における均衡の取れた高速交通ネットワークを整備するという観点に立って、地方の航空路線に対して十分な配慮を行う新たなルールづくりが必要である。

また、本県の「徳島・羽田線」の航空運賃については、四国の他県の運賃に比べ割高な料金設定となっていることから、当該運賃の引き下げにより、地域交流の促進及び地域経済の活性化を図ることが県民の悲願となっている。

よって、国におかれては、こうした本県の実状を踏まえ、徳島羽田航空路線に係る次の事項について、特に配慮されるよう強く要望する。

- １ 羽田空港の再拡張に伴う発着枠については、国内全体における社会・経済の活性化が図られるよう、国内線の十分な発着枠を確保すること。
  - ２ 羽田空港の発着枠を配分するにあたり、次の視点を取入れた新たなルールを設けること。
    - （１）地方の航空路線における競争を促進するために、新たにダブルトラックキング化を図ろうとする航空会社に優先的に配分する枠を設けること。
    - （２）新幹線の持つ航空輸送の代替機能を踏まえ、新幹線が整備されていない地方に発着枠を重点的に配分すること。
  - ３ 「徳島・羽田線」の航空運賃について、料金の引き下げにより、利用者の利便性の向上が図られるよう格段の配慮をすること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年７月８日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗